


令和 2年 / 月 29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

東京高等検察庁
検事長

黒川 弘毅 

同 意 書

私は、国家公務員法第81条の3第1項の規定に基づき、令和2年8月7日まで勤務延長されることに同意します。

出典：【決裁】閣議請議案（閣議人事関係）令和2年1月29日 より抜粋

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果

令和2年5月21日 法務省

1 法務省による調査結果（以下「調査結果」という。）

令和2年5月21日付け「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」（以下「調査結果」という。）記載のとおり。

2 職責対象となるべき事実等

(1) 対象事実

黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、東京都内に所在するマンション一室において、報道関係者ら3名とともに、金銭を賭けて麻雀を行ったものである。

(2) 対象事実特定の理由

黒川検事長については、調査結果のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、記者A、記者B及び記者Cとともに、金銭を賭けて麻雀を行った事実が認められ、この行為は、誠に不適切なものであると認められる。

他方で、黒川検事長が、令和2年5月1日頃及び同月13日頃、記者A方で麻雀を行った後、記者の手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実、及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められ、また、追加費用が発生した事実も確認できないことからすると、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があったとまでは認められない。

そこで、職責対象となるべき事実として、前記(1)のとおり特定した。

3 調査結果を踏まえた黒川検事長の職責の在り方

(1) 検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務執行

出典：法務省作成資料

令和2年5月26日（火） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼす職責を担っている。

そして、黒川検事長は、令和2年5月当時、自ら検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場にあった。

そのような立場にありながら、黒川検事長は、調査結果のとおり、令和2年5月1日頃及び同月13日頃に、東京都内において、それぞれ、記者A、記者B及び記者Cと金銭を賭けた麻雀を行ったものである。

また、これらの行為が行われた時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が行われ、広く外出自粛等が呼びかけられていた上、法務省からも、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、法務・検察職員においては、これらを踏まえた行動が求められていた時期であった。

さらに、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀については、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったものの、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、金銭を賭けた麻雀を行っていたことが認められる。

以上によれば、黒川検事長による前記行為は、誠に不適切であったと認められる。

- (2) 他方で、前記一連の金銭を賭けた麻雀については、旧知の間柄の者の間で、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれる、必ずしも高額とまではいえないレートで行われたものである。

また、黒川検事長は、事実を認めて深く反省している事実も認められる。

さらに、黒川検事長については、これまで法務省及び検察庁において長年にわたり勤務してきたものであり、その勤務態度は良好で、組織に対して多大な貢献をしてきたものであって、本件までに懲戒処分等を受けたこともなかった。

- (3) これらを総合的に考慮し、先例も踏まえると、黒川検事長に対しては、国家公務員法上の懲戒処分に付すべきとまでは認められないものの、監督上の措置として、最も重い訓告とするのが相当であると考えられる。

7-3-01 法務省職員の訓告等に関する訓令

（平成16年4月9日法務省人服訓第814号
大臣訓令一本省局部課長・本省所管各庁
の長あて

改正 平成27. 4. 10人企訓2

平成31. 3. 29人企訓3

法務省職員の訓告等に関する訓令を次のように定める。

（訓告等）

- 第1条 法務省（外局を除く。）の一般職の職員（以下「職員」という。）が国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、サービスの厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるときは、当該職員に対する監督上の措置として、訓告、厳重注意又は注意（以下「訓告等」という。）を行うことができる。ただし、同項に規定する懲戒処分を行おうとするとき又は行ったときは、この限りでない。
- 2 訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来におけるサービスの厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする。
 - 3 厳重注意及び注意は、職員の責任が訓告を行うまでには至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来におけるサービスの厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員に注意を促す措置として行うものとする。
 - 4 訓告等は、文書の交付又は口頭により行う。

（措置権者）

- 第2条 訓告等を行う者（次項において「措置権者」という。）及びその権限が及ぶ官職又は職員の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 措置権者は、部内の上級職員に訓告等を行わせることができる。

附 則（平成16年4月9日法務省人服訓第814号）

この訓令は、平成16年4月9日から施行する。

附 則（平成27年4月10日法務省人企訓第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年法務省人企訓第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

出典：法務省作成資料

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

別表

措置権者	権限の及ぶ官職又は職員の範囲
法務大臣	事務次官，官房長，審議官，司法法制部長，大臣官房の課長（司法法制部に属する課の課長を除く。以下同じ。），厚生管理官，内部部局の局長，検事総長，法務局長，矯正管区長，地方更生保護委員会委員長，法務総合研究所長及び矯正研修所長
司法法制部長	司法法制部の職員（司法法制部長を除く。）
大臣官房の課長	当該大臣官房の課の職員（大臣官房の課長を除き，大臣官房の参事官はその指定された職務が大臣官房の課に係る場合には当該課に属するものとみなす。）
厚生管理官	厚生管理官の職員（厚生管理官を除く。）
内部部局の局長	当該内部部局の局の職員（内部部局の局長を除き，大臣官房の参事官はその指定された職務が内部部局の局に係る場合には当該局に属するものとみなす。）
検事総長	最高検察庁の職員（検事総長を除く。）及び検事長
検事長	当該高等検察庁の職員（検事長を除く。）及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある地方検察庁の検事正
検事正	当該地方検察庁の職員（検事正を除く。）及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁の職員
法務局長	当該法務局の職員（法務局長を除く。）及びその管轄区域内の地方法務局長
地方法務局長	当該地方法務局の職員（地方法務局長を除く。）
矯正管区長	当該矯正管区の職員（矯正管区長を除く。）並びにその管轄区域内の刑務所長，少年刑務所長，拘置所長，少年院長，少年鑑別所長及び婦人補導院長
刑務所長	当該刑務所の職員（刑務所長を除く。）
少年刑務所長	当該少年刑務所の職員（少年刑務所長を除く。）
拘置所長	当該拘置所の職員（拘置所長を除く。）
少年院長	当該少年院の職員（少年院長を除く。）
少年鑑別所長	当該少年鑑別所の職員（少年鑑別所長を除く。）
婦人補導院長	婦人補導院の職員（婦人補導院長を除く。）
地方更生保護委員会委員長	当該地方更生保護委員会の職員（地方更生保護委員会委員長を除く。）及びその管轄区域内の保護観察所長
保護観察所長	当該保護観察所の職員（保護観察所長を除く。）
法務総合研究所長	法務総合研究所の職員（法務総合研究所長及び法務総合研究所支所の職員（法務総合研究所支所長を除く。）を除く。）
法務総合研究所支所長	当該法務総合研究所支所の職員（法務総合研究所支所長を除く。）

出典：法務省作成資料

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することが出来るものとする。

(定年に関する事務の調整等)

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の前年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に必要となる調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

第二節 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場
合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることが出来る。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれら
の法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五條第三
項の規定に基づく訓令及び同法第四項の規定に基づ
く規則を含む。)に違反した場合は、

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の
あつた場合

②職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家
公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他
その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を
有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用さ
れる者(以下この項において「特別職国家公務員等」と
いう。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務
員等として在職した後、引き続き当該退職を前提
として職員として採用された場合は、(一)の特別職
国家公務員等として在職し、引き続き、以上の特別職
国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提
として職員として採用された場合を含む。)において、
当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当
該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」と
いう。))特別職国家公務員等としての在職及び職員と
しての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続
く職員としての在職期間を含む。以下この項において「
要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各
号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に
規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第
八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規
定により採用された場合において、定年退職者等と
なつた日までの引き続き職員としての在職期間(要
請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第八十条
の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定に
よつて採用された職員として在職していた期間
中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様と
する。

(懲戒の効果)

第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内にお
いて、人事院規則でこれを定める。

②停職者は、職員としての身分を保有するが、その職
務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定によ
る場合の外、停職の期間中給与を受けることができ
ない。

(懲戒権者)

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。
人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を
懲戒手続に付することができる。

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権
限(国家公務員倫理法又はこれに基づく命令(同法第五
條第三項の規定に基づく訓令及び同法第四項の規定に基
づく規則を含む。))に違反する行為に関する事項に
限る。を国家公務員倫理審査会に委任する。

(刑事裁判との関係)

第八十五条 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に
係属する間においても、人事院又は人事院の承認を
経て任命権者は、同一事件について、適宜に懲戒
手続を進めることができる。この法律による懲戒処
分は、当該職員が、同一又は関連の事件に關し、重
ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

第三節 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要 求

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条
件に關し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総
理大臣又はその職員の所轄庁の長に對し、適宜な行
政上の措置が行われることを要求することができる。

(事業の審査及び判定)

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事
院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審
査を行い、一般国民及び関係者に公平なようにな
し、職員の能率を維持し、及び増進する見地にお
いて、事業を判定しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

第八十八条 人事院は、前条に規定する判定に基き、勤
務条件に關し一定の措置を必要と認めるときは、そ
の権限に属する事項については、自らこれを実行
し、その他の事項については、内閣総理大臣又はそ
の職員の所轄庁の長に對し、その実行を勧告しなけ
ればならない。

出典：国家公務員法条文より抜粋

②副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補す
るものとする。

第一七条 一支部勤務命令(法務大臣は、高等検察庁又
は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方
検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。)

第一八条 (二級検察官の任命叙級の資格) 二級の検察
官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就
いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在つた者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教
授又は准教授の職に在つた者

③副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のい
ずれかに該当する者で政令で定める審議会等(国家
行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八條に規
定する機関をいう。)の選挙を経たものの中からも
これを任命することができる。

一 裁判官(昭和二十二年法律第五十九号)第六十
六條第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員
の職に在つた者

③三年以上前項の職に在つて政令で定める考試を經
た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の
検事に任命及び叙級することができる。

第一九條 (一級検察官の任命叙級の資格) 一級の検察
官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のい
ずれかを有する者に就いてこれを行う。

一 一年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事
又は弁護士に在つた者

二 最高裁判所判事、最高裁判所判事、高等裁判所
長官又は判事の職に在つた者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八
年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若
しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務局長
法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しく
は裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者

四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年
以上一級官吏の職に在つた者

④前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数
は、これを通算する。

⑤前条第三項の規定により検事に任命された者は、第
一項第三号及び第四号の規定の適用については、こ
れを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二〇條 (任命の欠格事由) 彼の法律の定めるところ
外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に
任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二一条 (停職) 検察官の受ける停職については、別
に法律でこれを定める。

第二二條 (定年) 検事総長は、年齢が六十五年に達し
た時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した
時に退官する。

第二三條 (検察官適格審査会) 検察官が心身の故障、
職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執
行に不適当なときは、検事総長、次長検事及び検事長
の勧告を経て、検察官適格審査会の議決及び法務大臣
適格審査会の議決を経て、その官を免することがで
きる。

②検察官は、左の場合に、その適格に關し、検察官適
格審査会の審査に付される。

一 一すべの検察官について三年ごとに定時審査を
行う場合

二 法務大臣の請求により各検察官について随時審
査を行う場合

三 職権で各検察官について随時審査を行う場合

③検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上
の非能率その他の事由に因りその職務を執るに不適
当かどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知
しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査
会から検察官がその職務を執るに不適当な旨の議決
の通知のあつた場合において、その議決を相当と認
めるときは、検事総長、次長検事及び検事長につ
いては、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副
検事については、これを罷免しなければならない。

④検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、
国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学
識経験者の中から選任された十一人の委員をもつて
これを組織する。ただし、委員となる国会議員は、
衆議院議員四人及び参議院議員七人とし、それぞれ
⑤検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名
の予備委員を置く。

⑥各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資
格のある者の中から、これを選任する。但し、予備
委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院
においてこれを選出する。

⑦委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、
その予備委員が、その職務を行う。

⑧前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に關
する事項は、政令でこれを定める。

第二四條 (判事) 検事長、検事又は副検事が検察庁の
廃止その他の事由に因り判事となつたときは、法務
大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額
を給して欠位を待たせることができる。

第二五條 (身分の保障) 検察官は、前三條の場合を除

出典：検察庁法条文より抜粋

か、そこも不明なんです。調査もされていないんですよ。午前中の法務委員会でも本当にいろいろな議論がありましたけれども、全く調査されていない。

本人からの申出があったのでそれを受け取った、そしてそれを閣議で決定したということなんですけれども、なぜ閣議で黒川さんのこの辞表を受理する、了とすることにしたんですか。その理由を教えてください。

○安倍内閣総理大臣 これは法務委員会で法務省側に、事実確認を行った法務省側に聞いていたかなければいけないのですが、まさに先ほどから答弁をさせていただいておりますように、法務省において事実の確認を行ったというところでございまして、その上において、先ほど申し上げましたように、**検事総長が事実、事案の内容及等諸般の事情を考慮して処分を行つたわけだ**とございまして、**検事総長がこのように処分をしていくという**ことについて、**この判断をしたという**ことについて、**森法務大臣もそれを承したという**ことについて、**私に報告があったわけだ**とございまして、**その判断について、これはもう既に検事総長が判断をして**いることでもございまして、**私も了とした**ということでもございまして、

○西村（智）委員 森法務大臣の慰留の理由も明らかにされない、森法務大臣に対する新たな指示もない、そういった無責任な閣議がこれだけ積み重ねられているということに、私は心の底から恐怖を感じ、私の質問を終わります。

出典：令和2年5月22日 衆議院 厚生労働委員会議事速報（未定稿）より抜粋

Q 黒川検事長に対する処分、訓告ということなんですけれども、これは賭けマージャンをしたと法務省の聞き取りで認めています。一方で、これは法務省として、賭けマージャンをしたと認定した上で、賭博罪に当たらない、当たるものではないということでこの訓告処分にされたんでしょうか。その点、教えてください。

A **これについては、法務省内、そして、また、任命権者であります内閣をさまざま協議を行いました。**私は、その過程でいろいろな意見も申し上げましたけれども、**最終的には、任命権者である内閣において決定がなされた**ということでもございます。その際、過去の例として、賭けマージャンにおける過去の処分の例でありました刑法の賭博罪と人事院の規則の賭博ということについての定義の考え方でありまして、刑法の賭博罪と一概に、同列に、刑法のほうは刑事処分がかかってまいりますので、それはまた全く同じということではないという説明も受けましたが、その中で刑法の賭博罪についても立件される程度があるというような説明もございましたが、**さまざまのことを総合考慮した上で、****閣の上で決定されたものを私が検事総長のほうにこういった処分が相当であるのではない****か**ということを申し上げ、**検事総長から訓告処分にするという知らせを受けたところ**でもございまして、

出典：令和2年5月22日 閣議後に開かれた森雅子法務大臣の記者会見でのやりとり
（令和2年5月22日 12:26 KYODO e-WISE 配信の記事より抜粋）

本年5月22日の衆議院法務委員会理事懇談会において御指示いただいた事項について

令和2年5月25日
法務省

1 法務省における調査

法務省では、週刊誌「週刊文春」（2020年5月28日号）に掲載された黒川弘務東京高等検察庁元検事長（以下「黒川氏」という。）に関する記事（以下「本件記事」という。）の真偽等につき、以下の調査を行った。

○ 黒川氏に対する事情聴取（令和2年5月19日から同月21日までの間、法務事務次官が黒川氏に電話又は面談により、断続的に事情聴取を行った。電話による聴取が多く、その回数や時間を特定するのは難しい。）

○ 本年5月21日の黒川氏に対する監督上の措置（訓告・以下「本件措置」という。）までに明らかにされた関係する報道機関の公表内容を参照

なお、本件記事の内容は報道機関の取材活動に関わる可能性があったため、報道機関の取材の自由を尊重する観点から、関係する報道機関の関係者に事情聴取しなかった。

○ 本件調査において、黒川氏から確認した内容及び関係する報道機関の公表内容を総合的に判断した上で事実を認定し、本年5月21日に、「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」（以下「調査結果」という。）のとおり。）及び「黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果」（以下「検討結果」という。）をとりまとめた。

2 再調査の要否について（特に本年5月22日付朝日新聞及び同日付産経新聞における記事を受けて）

(1) 朝日新聞本年5月22日付朝刊26面では、黒川氏及び報道機関関係者3名は、約3年間、月2、3回程度の頻度で金銭を賭けた麻雀をし、本年4月13日と同月20日も金銭を賭けた麻雀をしたとされている。

産経新聞本年5月22日付朝刊1面では、産経新聞東京本社に勤務する社会部記者2人が取材対象者を交え、数年前から複数回にわたって金銭を賭けた麻雀をしていたとされている。

(2) 上記の各記事の位置付け

- 上記の各記事はいずれも本件措置後に公表されたものであるから、本件措置をするに当たって考慮していないが、その内容は本件措置の当否に影響を与えるものではない。

すなわち、調査結果においても、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったが、黒川氏が、A、B及びC（略称は調査結果による。）とともに、約3年前から、月1、2回程度、いわゆる点ピン（1000点と100円）と呼ばれるレートで金銭を賭けた麻雀を行っていたことを認定した上（調査結果3ページ13行目）、本件措置を相当とする事情の一つとして、この点を考慮している（検討結果2ページ13～16行目）。
- また、上記各記事の内容は、上記のとおり、約3年前から月1、2回程度、金銭を賭けた麻雀を行っていた旨の法務省の調査結果と概ね整合するものであり、その調査結果の信用性を支えるものと評価することができる。
- 以上により、上記各記事を受け、再調査の必要はないと考える。

く処罰する規定である。集合犯であり、複数回の賭博が「包括して単純な一罪を構成する」(最判昭26・4・10刑集5巻5号825頁)。例えば1カ月間に5回、その都度数時間内に100回前後の賭博をしたとき常習賭博罪が成立するが(東京高判昭38・9・5東高判時報14巻9号157頁)、3日間で数回にわたり賭博の胴元をしたとき、判例がこれを認めたのに対し(大判昭8・7・5刑集12巻1080頁)、期間が短いとする学説の異論がある(団藤・各論353頁、注釈刑法(4)344頁(小暮得雄))。

常習性について、行為者の属性(常習者)とみるか、行為の属性(常習行為)とみるかで、責任の本質論とかかわり学説の対立がある。人格形成責任論から常習者は重い責任非難に値するとされ(団藤・各論355頁)、また行為責任論から常習行為は違法要素(「行為の客観的な属性」)であり(平野・総論II 372頁)、その加重根拠は、単純賭博とは異なる「一連の行為の特殊性が表す」常習賭博の違法性の類型的大きさであるとされる(吉岡一男「累犯と常習犯」現代刑法講座(3)316頁、高橋・各論575頁)。また、後述する共犯と身分の議論ともかかわり、折衷説も有力である。

判例は常習者説を採用し「賭博常習者とは賭博を反覆累行する習癖あるもの」をいい(最大判昭23・7・29刑集2巻9号1067頁)、主観的な習癖の成立を要し(大判大5・2・21刑録22輯301頁)、その習癖の発現をもって常習賭博であるとする。その認定は、裁判官の自由心証に委ねられ、賭博の種類・方法、期間・頻度、賭金の多寡、前科等の総合判断による(最判昭25・3・10裁判集刑16号767頁)。否定例として、10年前までは賭博経験があるが前科はなく、過去2カ月間で2度行われた「玄人のバクチ」につき、賭博習癖の発現とは認められないとされた(大阪高判昭49・9・27刑月6巻9号958頁)。肯定例として、賭博の前科があり数日間に二、三度、仲間の自宅で賭博をしたことなどは「一つ一つ」ではなく「全体によって常習を認めるに充分となる」とされた(最判昭23・6・29刑集2巻7号764頁)。

職業との関係につき「必ずしも賭博を渡世とする博徒の類のみ」でなく「正業を有しているとしても」常習性を認めるとされた(最判昭24・2・24裁判集刑7号553頁)。ゲーム機設置の営業賭博は、賭博の経験や前科がなく、営業開始から3日目に摘発されたとしても「長期間営業を継続する意思」の下に「多額の資金を投下」したなどの諸事情から常習性が認められた(最決昭54・10・26刑集33巻6号665頁。ただし反対意見は営利目的を賭博習癖から区別できると

した)。賛成説として大谷・各論531頁、前田・各論423頁、反対説として大塚・各論532頁、団藤・各論354頁、日高義博「判批」判例評論258号(判時966号)49頁以下がある。なお、この種の営業賭博では「個々の賭博行為について個々の賭客ごとにその存在や内容が明らかにされなくとも」営業継続期間の全般にわたり包括して1個の常習賭博罪を認定しうるとされた(最決昭61・10・28刑集40巻6号509頁)。

もとより常習性は厳格に立証されねばならないが、1970年代後半の下級審裁判例を対象にした調査研究によると、常習賭博罪の方が単純賭博罪よりも賭博前科者が少なく、ゲーム機設置等の営業賭博は常習賭博罪となるが、単純賭博の反復累行は必ずしも常習賭博罪を成立させていないという。営業的常習性の概念を認めるのであれば、むしろ常習行為説に接近すると指摘された(前田俊郎「賭博常習性の認定基準」ジュリ752頁89頁以下)。

他方で賭博前科は、その事実のみから常習性を認定しても必ずしも違法ではないが(大判大3・5・20刑録20輯960頁、最判昭23・10・7刑集2巻11号1289頁、最大判昭26・8・1刑集5巻9号1709頁)、被疑事実たる賭博行為と時間的牽連関係があり、包括して単一の賭博習癖の発現であると認めうるものでなければならぬ(大判昭2・6・29刑集6巻238頁)。常習行為説からは、賭博前科を常習犯加重の根拠にするのは一事不再理(憲39)に抵触することになる。

なお、常習者説からは責任能力と「病的賭博」(ICD-10F63.0)に関する議論が必要となる。

(2) 共犯

常習性は刑法上の身分である(前掲最大判昭26・8・1)。常習賭博者と単純賭博者の賭博につき、常習者説に立つ判例は、説示を要しない明白の事実であるとして、65条2項を適用し、前者に常習賭博罪と後者に単純賭博罪を認める(大判大3・5・18刑録20輯932頁)。判例は、狭義の共犯についても、常習者による幫助につき、賭博習癖の発現であるとして、常習賭博幫助罪を認め(前掲大判大3・5・18)、非常習者による幫助につき、単純賭博幫助罪を認める(大判大7・6・17刑録24輯844頁)。非常習者が常習者同士の賭博を幫助しても単純賭博幫助罪にとどまり(大判大2・3・18刑録19輯353頁)、常習者が非常習者同士の賭博を幫助しても常習賭博幫助罪となる(名古屋高判昭30・5・17高刑特2巻11号522頁)。賛成説として川端・各論624頁、西田・各論404頁、前田・各論422頁がある。常習者の非常習者への関与につき、罪名従属性の観点から、単純賭博罪の共犯

3 退職手当の支払の差止め

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関⁽¹⁾は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分⁽²⁾を行うものとする⁽³⁾。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）⁽⁴⁾をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき⁽⁵⁾。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間⁽⁶⁾中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき⁽⁷⁾。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる⁽⁸⁾。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき⁽⁹⁾であつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき⁽¹⁰⁾。

(8) 起訴には至っていないものの、今後起訴されて禁錮以上の刑に処せられる見込みである場合と、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる見込みである場合にも、支払差止処分をすることができる。ただし、本条第1項と異なり、要件に該当するかどうかについて裁量の余地がある。

(9) どのようなときが「犯罪があると思料するに至った」といえるかどうかについては、具体的な状況に応じて判断するしかなく、①本人の供述、②関係者の供述、③職場内外で収集し得た物証、④警察等から提供を受けることができた情報などを総合的に勘案し、事実関係について相当程度の確証が得られたことが必要であり、漠然とした風聞に基づき何らかの不当な行為があったかもしれないという程度の心証では足りないものと解すべきである。

また、禁錮以上の刑に処せられれば失職となる犯罪を行った時点について、基礎在職期間中に限定している。

(10) 「その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき」とは、当該退職者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいう。起訴された場合であれば、刑事訴訟法第256条第2項及び第4項により、適用すべき罰条とともに罪名が示されるので、禁錮以上の刑が定められている罪であるかが明らかであるが、逮捕については現行犯逮捕の場合もあり、どのような罪で逮捕されたのか必ずしも明らかでない。また、ある事実が犯罪となることについては相当程度の確証があるが、それが法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たる犯罪であるか（例えば重過失致死傷罪）、罰金以下のものではないか（例えば過失致死罪）については判断しかねるというような場合もありうる。こうした場合には禁錮以上の刑に当たる犯罪である可能性が十分にある場合には、支払差止処分を行い得ると解される。

出典：退職手当制度研究会『公務員の退職手当法詳解 第6次改訂版』学陽書房 2015年 より抜粋

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

~~⑦~~ 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

出典：人事院作成資料より抜粋

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

出典：人事院作成資料より抜粋

令和2年5月26日（火）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(7) 違法な職員団体活動

ア 国家公務員法第98条第2項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 国家公務員法第98条第2項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠

営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

(11) 入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告と

出典：人事院作成資料より抜粋

令和2年5月26日（火） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム） |

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

ア 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。

イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等を

「処分の理由」に賭博を行ったことを含む懲戒処分

令和元年・平成31年：なし

平成30年：なし

平成29年：5人（減給3人、戒告2人）

※全て同一の事案に係る処分です。

平成28年：なし

平成27年：5人（免職1人、停職2人、減給1人、戒告1人）

※全て同一の事案に係る処分です。

上記のうち、内閣が任命権者であるものはありません。

具体的事例（人事院「平成27年度年次報告書」）

ワールドカップブラジル大会の試合を利用して賭博場を開いて利益を図ったり、そのほかにも多数回にわたりプロ野球及びサッカーの試合を利用して多額の現金を賭ける賭博をして利益を図ったとして、法務省の職員1人に対して免職処分が行われた。また、このほかにも賭博にかかわったとして、職員2人に対して停職処分、1人に対して減給処分、1人に対して戒告処分が行われた。